

平成 14 年 8 月 5 日

内閣官房構造改革特区推進室

### 構造改革特区に係る提案募集について

政府においては、今般、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を踏まえ、経済の活性化を進めていく施策の一環として、進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図ることとしております。この「構造改革特区」を具体化するため、内閣官房構造改革特区推進室において、

国があらかじめモデルを示すのではなく地方公共団体等の提案が最大限活かされること

可能な限り幅広い規制（法律、政省令、通達等）を対象とすること

個別の事業は従来の規制に代わる適切な代替措置を講じること等により地方公共団体が責任を持って実施すること

国による従来型の財政措置を講じないこと

等の経済財政諮問会議や総合規制改革会議の中間とりまとめで示された基本方針を踏まえた形で、具体的な制度の設計を行っていくこととなりました。

つきましては、制度の具体的な検討に当たり、下記に基づき具体的な構造改革特区の提案をお寄せ下さいますよう、お願い致します。

なお、本提案は、制度設計に当たっての基礎的資料として

各地域の地域特性に応じて、どのような事業を構想しているのか。

当該事業の実施のためには、どのような規制の特例措置が必要となるのか。

また、その効果や影響はどのようなものか。

等の情報を収集することを目的として実施するものであります。

## 記

- 1 . 対 象 : 民間事業者、大学、研究機関等
- 2 . 提出期限 : 平成 14 年 8 月 30 日(金) 12:00 必着
- 3 . 提出様式 : 添付の様式のとおり
- 4 . 記載要領 : 様式内に示す例示のとおり
- 5 . 提出部数等 : 10 部及び電子媒体 (FD 又は M0(640MB 以下) ) 1 式
- 6 . 提出方法 : 郵送又は持参 (e-mail での提出はご遠慮ください。)
- 7 . 提 出 先 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-23-7 虎ノ門 23ビル 6 階  
内閣官房 構造改革特区推進室 あて
- 8 . 留意事項 : 本件に関するお問い合わせについては、別資料「構造改革特区に関する今後のお問い合わせ・ご相談への対応について」をご覧頂きますよう、お願いいたします。

### ( 問い合わせ先 )

内閣官房 構造改革特区推進室

TEL) 03-5521-6613 又は 03-5521-6617

FAX) 03-3500-0560